

※裏面は小規模企業共済のご案内です。申込希望の方は必ずお読みください。

倒産防止共済 年内手続きのご案内

必読

年内に申込手続きを希望される方は、以下の点にご注意いただき
お手続きを進めていただきますようお願いいたします。

新規

ご加入手続き(令和8年の損金・経費計上を希望)

書類受付〆切

12月21日(月)

※不備補完済み最終

●【前納方法 イ】 「振込による前納を希望する場合」 をご選択ください。

※書類受付後、税理士事務所様宛 FAX もしくはメールにて振込先をご案内します。

※受付月内の着金が必要となります。

11月 ⇒ 11月30日(月)

12月 ⇒ 12月30日(水)

【必須事項】

☐ 金融機関窓口での口座確認印の取得 ☐ 「申込確認書兼取扱手数料請求書」の提出

☐ 「重要事項確認書 兼 反社会的勢力の排除に関する同意書」の提出

※【前納方法 ア】をご選択の場合、初回口座振替が原則2か月後となりますが、中小
機構での審査状況により遅延が発生する場合がありますので、10月までの申込時
においても【前納方法 イ】での申込みをおすすめいたします。

※不備がございますと受付できかねますので、お早めのご提出をお願いいたします。

既加入者

の前納・月額変更等について(登録口座からの引落)

●令和8年12月希望 **受付〆切 11月30日(月)必着**

●令和9年1月希望 **受付〆切 12月21日(月)必着**

※令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結(再加入)する場合、その解約の日から2年を経過
する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金に算入できなくなりました。

<重要>中小企業倒産防止令和9年2月の引き落としについて

倒産防止共済の掛金の引き落とし日は毎月27日ですが、令和9年2月の引き落とし日は27日が土曜日で休業日となることから令和9年3月1日となり、令和9年2月中の口座引き落としが出来ません。
3月1日に口座振替により納付した場合の損金算入時期など税務上の取扱いについては、契約者の所轄
税務署にご確認ください。

※1月の口座振替を希望の場合

①既契約者→令和8年12月21日までの書類受付が必要

②新規加入→令和8年11月30日までの書類受付が必要

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1

東京税理士協同組合会館

東京税理士協同組合：業務課

TEL 03 (5363) 2011 FAX 03 (5363) 2008